当院からのご案内

◆当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

□　歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

□　明細書発行体制等加算
個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

西上尾歯科医院　管理者(院長):手嶋由美